公益財団法人世田谷区保健センター衛生委員会の設置に関する規則

平成２１年１２月１日
財世保規則第１０号

（目的）

第１条　この規則は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第１８条の規定に基づき、職場における職員等の安全と健康を確保し、快適な職場環境を保持するために、公益財団法人世田谷区保健センターにおける衛生委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第２条　区立保健センターにおける委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 事務局長
(2) 管理課長
(3) 医務課長
(4) 専門相談課長
(5) 衛生管理者
(6) 産業医
(7) 衛生に関し経験を有する職員から理事長が指名する者

（委員長）

第３条　委員会の会議を主宰し、議事を整理するために、委員会に委員長を置き、保健センター事務局長の職にある者をもってこれに充てる。

（委員の任命）

第４条　第２条第５号及び第７号に掲げる委員は、理事長が指名する。この場合において、委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推せんに基づき指名する。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、委員長が招集し、原則毎月１回程度開催する。

２　委員長は、委員の３分の１以上の委員から第 10 条に定める案件につき、委員会の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

（定足数）

第６条　委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

（新委員の決定）

第８条　委員が在任中に退職、人事異動等によりその職務を遂行することが困難になったときは、第４条に定めるところにより、新委員を決定する。この場合において、新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（関係者の出席）

第９条　委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（調査・審議事項）

第 10 条　委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、審議する。

(1)　職員等の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2)　職員等の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3)　労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、職員等の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

（庶務）

第 11 条　委員会の庶務は、管理課財団運営係において処理する。

（記録の作成）

第 12 条　前条に規定する財団運営係は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを３年間保存しなければならない。

（職員への周知）

第 13 条　委員長は、委員会開催後、議事概要を職員に周知する。

（補則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 8 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 2 日規程第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 31 年 2 月 14 日規程第 9 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 3 月 8 日規則第 4 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。